

平成21年度
省エネ照明デザインモデル事業

公募要領

平成21年6月

環境省

(事務局 株式会社アサツー ディ・ケイ)

- ※ 応募期限は、**8月5日(水)15:00必着**です。
- ※ 応募書の様式が、下記ホームページからダウンロードできますので、ご活用ください。
<http://shoene-shomei.jp/model/>

目 次

はじめに

1. 事業の概要

1-1 背景

1-2 目的

1-3 事業内容

(1) 公募対象事業

(2) 公募対象事業者

(3) 事業期間

(4) 照明デザインの設計の委託

2. 事業のスキーム

3. 実施方法

3-1 公募について

(1) 公募方法及び資料の配布

(2) 公募期間

(3) 提出先及び問合せ先

(4) 提出書類

(5) 提出方法

(6) 申請単位

3-2 審査について

(1) ヒアリング

(2) 評価項目

(3) モデル事業者の選定及び採択

3-3 事業計画の設計等について

(1) 設計指針

(2) 照明基準

(3) 事業計画等の流れ

4. 補足説明

(1) プレス発表等について

(2) 個人情報の利用目的

(3) 状況報告等について

(4) 著作権等の取扱い

5. 様式及び記入例

はじめに

環境省では、平成21年度事業として、商業施設等の省エネ照明化の取組に関するモデル事業を行うこととしています。本事業による省エネ照明の導入を通じて、照明に係るエネルギー効率の改善を図りCO₂排出量を30%以上削減することで、全国に広く普及し得る省エネ照明導入の取組モデルとなつていただくことが期待されます。

平成20年度は、12の事業者が採択されました。

なお、本事業の概要、対象事業、応募方法、その他留意していただきたい点をこの要領に記載していますので、応募される方はこの要領に従つて応募いただきますようお願いいたします。

1. 事業の概要

1-1 背景

現在、我が国のエネルギー消費量の約2割を占める業務部門（商業施設等）のエネルギー消費は、産業部門と比較して高い伸びで推移しています。

この点、業務部門から排出されるCO₂の約2割は照明によるものであり、例えば、業務部門における40W以上の蛍光灯器具（出荷量：約1億8千台）を全て初期照度補正と昼光利用を取り入れた調光型照明器具（通常の銅鉄式の蛍光管と比較し60%以上省エネ）に置き換えると、全体で約1千万tのCO₂排出量を削減できると試算され、エネルギー効率の高い省エネ型照明の導入促進は業務部門からのCO₂排出量の削減対策として重要となっています。

これら省エネ照明の導入に当たっては、個別照明機器の性能の向上に合わせた買換えを推進するとともに、照明デザインの計画段階における省エネルギー対策の推進が大きな課題となっています。

1-2 目的

業務部門におけるCO₂排出量の削減を加速するため、省エネ照明を率先して導入しようとする事業者等に省エネ照明導入に関する照明デザインを、専門家からの助言等を踏まえて設計していただき、その照明デザインの工夫やアイデアをプレス発表、ホームページ等で情報発信することで、省エネ照明未導入の商業施設・店舗等を所有する事業者等に対して、省エネ照明導入の重要性、省エネ照明機器の有効性を具体的にPRし、省エネ照明導入意識の向上を図ります。

1-3 事業内容

(1) 公募対象事業

既設の商業施設・店舗等（表1に掲げる区分1から6までのいずれかに該当するもの。）を所有する事業者等が、当該商業施設等の照明を従来型照明に換えて省エネ型照明を導入（表2の事例参照）しようとする場合に、照明器具の配置や光源の選び方などを対象施設の特性に応じて工夫することで、優れたCO₂削減効果・省エネ効果を達成しながらも魅力的な空間を創り出す新しい照明デザインをご提案いただき、実際に商業施設等に省エネ照明を導入していただく事業です。

審査を経て採択された事業者等（以下、「モデル事業者」という。）は、当該照明デザインについて、専門家からの助言等を踏まえて、CO₂削減効果等の省エネ照明の導入効果が定量的に見込め、かつ、広く普及し得る再現可能性の高い取組モデルになるよう、詳細設計を行っていただきます。

また、設計完了後当該設計に沿って、商業施設等を所有する事業者等自らが照明機材の購入及び設置工事に係る費用等の諸費用を負担の上、実際に省エネ照明を導入していただき、さらに、導入後の省エネ効果を報告していただきます。

<表1>

	区 分	摘 要
1	物販店舗等	百貨店、スーパーマーケット、コンビニエンスストアその他これらに類するもの
2	飲食店等	飲食店、食堂、喫茶店その他これらに類するもの
3	オフィス・公共施設等	オフィス、地方公共団体の庁舎・学校・図書館・博物館その他これらに類するもの
4	ホテル等	ホテル、旅館その他これらに類するもの
5	パブリックスペース等	ホール、ショールーム、体育館、劇場、映画館、地下街、駅、鉄道車両その他これらに類するもの
6	屋外施設等	商店街（アーケード照明等）、ガソリンスタンド、住宅団地等の屋外における照明施設・照明灯その他これらに類するもの

<表2>

従来型照明（例）	省エネ型照明（転換例）
ラピッド式器具	Hfインバーター器具、初期照度補正器具、センサー付き照明、照明制御システム
白熱灯	LED照明、電球型蛍光ランプ照明
水銀灯	セラミックメタルハライドランプ

※これらは一例であり、その他省エネ効果が見込めるものを含みます。

(2) 公募対象事業者

公募対象事業者の業種は問いません（地方公共団体を含む。）。

申請者は、原則として商業施設・店舗等を所有する事業者（法人格を有していること。）となります。

なお、商業施設・店舗等の所有者以外の賃借人等の占有者、管理者、設計・開発者等の第三者についても本事業の対象事業者（第三者申請）となりますが、この場合は省エネ照明導入の対象となる商業施設・店舗等を所有する事業者の承諾を得て申請を行う必要があります。

注1) 共有者、区分所有者など複数の申請者にて共同申請を行う場合は、各申請者間の連携を図り事業が円滑に推進できる必要があります。

注2) 第三者申請について、商業施設・店舗等を所有する事業者の承諾が申請時に揃っていない場合であっても申請できますが、審査開始前までに承諾を得たことを証する書面の提出が必要です。

(3) 事業期間

原則、単年度事業とします。

ただし、省エネ照明の導入規模が大きく単年度での完了が困難な案件については、平成21年度中に照明デザイン設計及び報告書の提出を完了することを条件に、施工を翌年度に延伸することができます。

注1) 環境省の承認が必要となります。

注2) 翌年度の途中で施工を中止した場合には、その時点で執行した経費について負担を求める場合がありますので、留意してください。

(4) 照明デザイン設計の委託

モデル事業者は、「平成21年度商業施設等の省エネ照明買換促進事業」を環境省から受託している株式会社アサツー ディ・ケイとの間に、照明デザイン的设计に係る委託契約を結んでいただきます。

委託契約の契約額は、1件あたり400万円を上限とし、具体的な契約額等は、個々の案件内容に基づいて決定します。

また、委託費の対象は、以下に掲げる調査費及び設計費になります。

①調査費

照明デザインの詳細設計に先立って行う施設及び照明器具の調査、省エネ照明導入前後のCO₂削減効果や省エネルギー効果等の調査に要する費用

②設計費

省エネ照明導入に必要な照明デザイン、照明器具の選定、照度計算、照明器具配置計画等の照明デザイン設計に要する費用等

注1) 本事業は、いわゆる「助成」「補助」の類ではなく、照明デザイン的设计に係る「業務委託」となりますのでご注意ください。

注2) 上記の委託費(調査費・設計費)は、次式により算定した金額を基本額とし、照明デザインの難易度、実際に要する事務量等のヒアリングを踏まえて、案件に応じた経費の増減を行います。

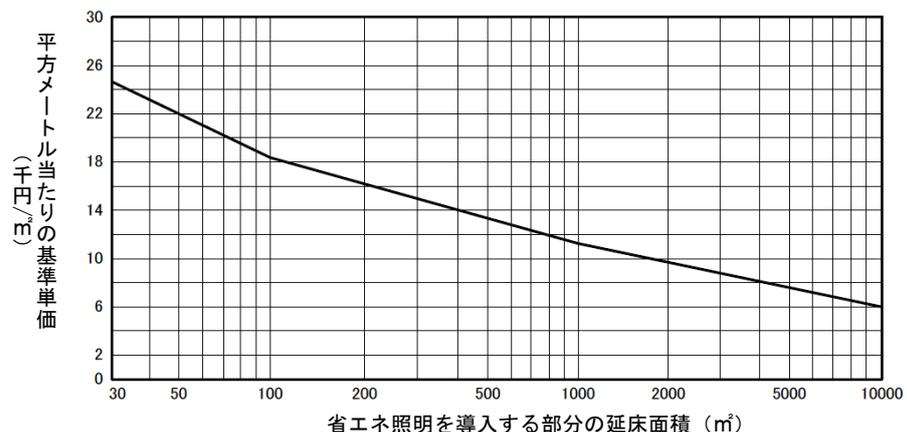
$$\boxed{\begin{array}{c} \text{委託費の基本額} \\ \text{(円)} \end{array}} = \boxed{\begin{array}{c} \text{省エネ照明を導入する} \\ \text{部分の延床面積 (m}^2\text{)} \end{array}} \times \boxed{\begin{array}{c} \text{基準単価} \\ \text{(円/m}^2\text{)} \end{array}}$$

※基準単価は、下表を参照してください。

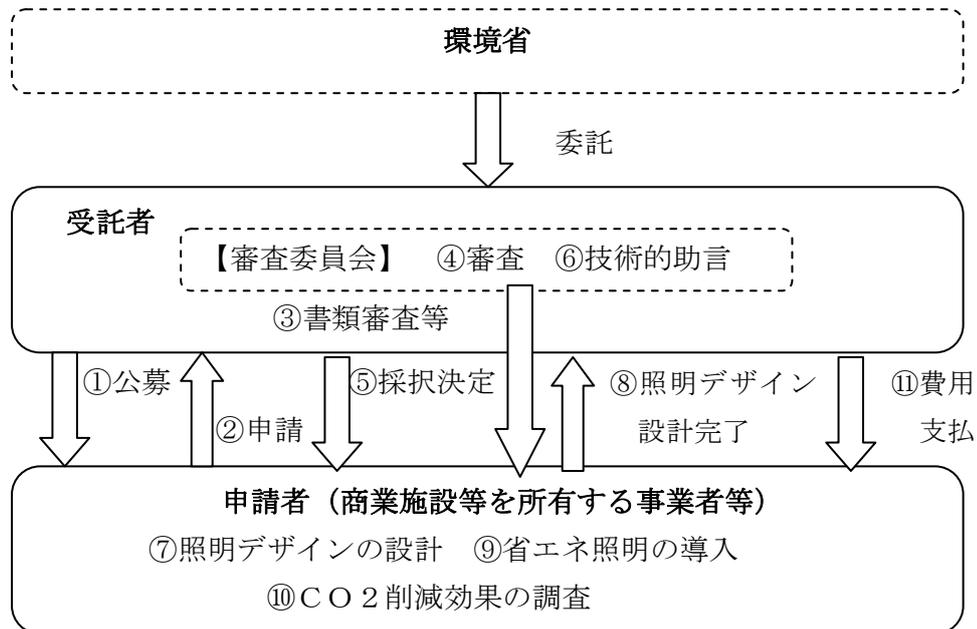
(算定例①) 省エネ照明を導入する延床面積 100 m²の場合
 $100 (\text{m}^2) \times 18,375 (\text{円/m}^2) = \underline{1,837,500 \text{ 円 (委託費の基本額)}}$

(算定例②) 省エネ照明を導入する延床面積 3,000 m²の場合
 $1,000 (\text{m}^2) \times 11,175 (\text{円/m}^2) = 11,175,000 \text{ 円}$
 上限額を超えるため ⇒ 4,000,000 円 (委託費の基本額)

【基準単価表】



2. 事業のスキーム



3. 実施方法

3-1 公募について

(1) 公募方法及び資料の配布

公募の方法等は、下記ホームページに掲載します。

また、本資料をダウンロードすることもできます。

※ホームページアドレス：<http://shoene-shomei.jp/model/>

(2) 公募期間

平成21年6月5日（金）～平成21年8月5日（水）※15時必着

(3) 提出先及び問合せ先

〒102-0083 東京都千代田区麹町 3-7-6 麹町 PREC ビル 3 階
省エネ照明デザインモデル事業事務局
tel : 03-5226-1156 fax : 03-5226-2698
mail: oubo@shoene-shomei.jp
※お問い合わせ時間 10:00～17:00

(4) 提出書類

申請に当たり提出が必要な書類は、「省エネ照明デザインモデル事業応募書」とします。書類の作成に当たっては、必ず、所定の様式をダウンロードして作成してください。

(5) 提出方法

①電子メールによる場合

申請書類を電子メールの添付ファイルとして、以下のアドレスあてに送信してください。なお、電子メールのタイトルは「省エネ照明デザインモデル事業応募書」としてください。

※メールアドレス：oubo@shoene-shomei.jp

②郵送による場合

申請書類の電子データを保存したCD-ROM1枚と、印刷したもの1部を同封のうえ、別記提出先に送付してください。締切日必着とし、締切日以降に到着したのものについては、受理しません。なお、封筒のおもて面に「省エネ照明デザインモデル事業応募書 在中」と朱書きしてください。

(6) 申請単位

一つの申請者が複数の商業施設等について申請する場合、申請は建築物ごとに行うものとします。ただし、同一敷地内に複数の建築物がある場合で、かつ、これらの建築物群全体でエネルギー計量が行われている場合は、一つの建築物と見なして申請するものとします。

3-2 審査について

(1) ヒアリング

公募締切後、必要に応じて、申請内容についてヒアリングを実施します。

(2) 評価項目

省エネ照明デザインモデル事業者審査委員会で合議の上決定します。

(※以下は例示)

①省エネ照明買換え効果から見た適切性

- ・CO₂削減効果及び省エネ効果が明確になっているか、算出方法は適切か
- ・費用対効果（投資回収年数等）のバランスは取れているか
- ・省エネ照明器具の選択は適切か
- ・省エネ照明の調達方法及び資金は適切か

②モデルとしての自立性・再現可能性

- ・省エネ照明未導入企業等が再現可能な程度にモデルとして自立しているか
- ・省エネ照明を導入しようとする申請者が自らのCO₂排出量を認識し削減努力を促すものか
- ・省エネ照明導入に関する透明性（従業員、株主、消費者等ステークホルダーへの説明の内容及びその方法等）が確保されているか
- ・地方公共団体が実施するものの場合、市民や企業等のCO₂排出削減努力

を促す上で施策として効率的であるか。

③施策としての普及効果

- ・本事業により、省エネ照明未導入の商業施設・店舗等の所有者等に対して、省エネ照明買換えの重要性、省エネ照明機器の有効性に対する理解を深めるとともに、省エネ照明買換えの先進事例として普及し、省エネ照明未導入の商業施設・店舗等の所有者等による主体的な省エネ照明導入行動を実際に呼び起こす契機となるか

(3) モデル事業者の選定及び採択

学識経験者を含む照明分野の専門家で構成された省エネ照明デザインモデル事業者審査委員会に諮り、評価項目に従って、モデル事業者を選定、採択の可否を決定します。

採択の結果については、個別に通知を行うとともに、本事業ホームページ（<http://shoene-shomei.jp/model/>）に掲載します。採択等の経過等に関する問い合わせには応じません。

3-3 事業計画の設計等について

(1) 設計指針

事業計画の設計に当たっては、本来、照明が果たすべき下記の要件を満たすべく配慮し、かつ、照明に係るエネルギー効率の改善を図りCO₂排出量を30%以上削減することを指針とします。

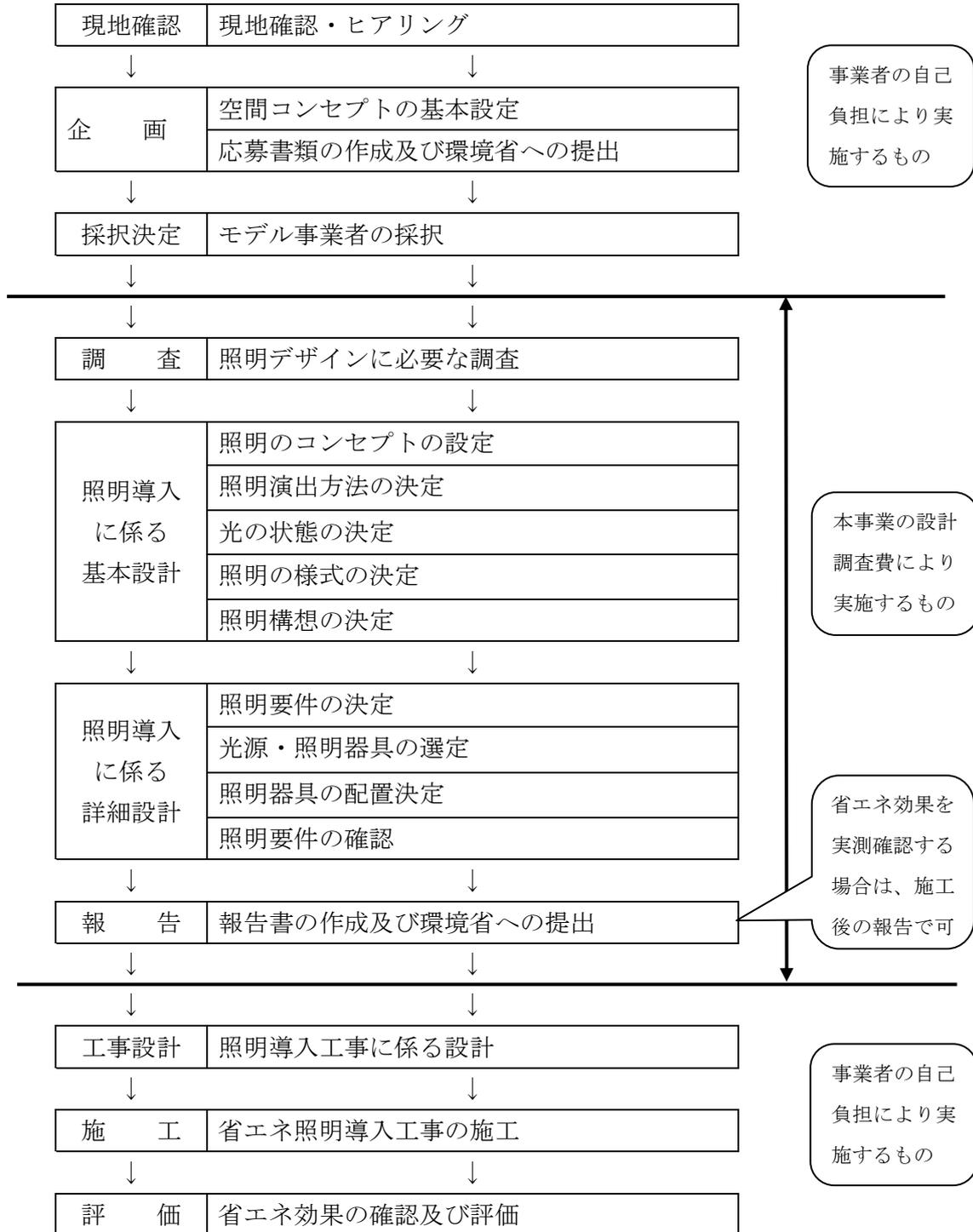
- ①見ようとする対象が、素早くはっきりと見えること
 - ・適切な照度の確保、適切な照度均斉度の確保、グレアの防止、反射グレアと光幕反射の防止、色彩の正しい見え方の確保
- ②場の環境が視覚的に快適になること
 - ・適切な鉛直面照度の確保、照度の連続性の考慮、不快グレアの防止
 - 適切な光色と演色性、適切な輝度分布

(2) 照明基準

事業計画の設計に当たって指針とする照明基準は、社団法人照明学会発行の「オフィス照明設計技術指針 JIEG-008-2002」を標準とし、日本工業規格（JIS）発行の「照明基準 JIS Z 9110-1979」、CIE（国際照明委員会）の「屋内照明基準 CIE Standard S008」により補完することとします。

(3) 事業計画等の流れ

事業計画の設計及び省エネ照明の導入手順は、概ね次のとおりです。



4. 補足説明

(1) プレス発表等について

事業採択後については事業者名、省エネ照明デザインの概要等を、事業計画設計完了後については省エネ照明導入計画の詳細等を、省エネ照明導入後については導入後の状況及びCO₂削減効果等をプレス発表することを予定しています。

また、本事業による商業施設等での省エネ照明導入実例、新しい技術及び導入手法を紹介するため映像についてもWEB等での掲載を予定していますので、環境省が行う一連の広報に必要な体制整備をお願いします。

なお、この他各種メディアからの取材も想定しており、要請があった場合には積極的に協力していただくことが必要です。

(2) 個人情報の利用目的

本事業により取得した個人情報については、申請に係る事務処理をする他、省エネ照明に関するイベント等のご連絡について利用させていただくことがあります。

(3) 状況報告等について

省エネ照明導入後、モデル事業者はCO₂削減効果等の省エネ照明買換え効果を別に定める様式に従い、報告していただく必要があります。

(4) 著作権等の取扱い

照明デザイン設計の実施過程で生じる納入成果物（例：(3)の報告書）に関する著作権等の無体財産権は、全て環境省に帰属します。

その他詳細は、次の各号の例により取扱うこととなります。

- ①納入成果物に関する著作権等の無体財産権は、商標権、意匠権、所有権、使用权をいいます。
- ②納入成果物に関する著作権等について、モデル事業者は著作人格権を行使しないものとし、また第三者をして行使させないものとします。
- ③納入成果物にモデル事業者又は第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物」という。）が含まれる場合には、モデル事業者の責任において当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行っていただきます。

5. 様式及び記入例

応募様式をダウンロードしていただき、必要事項をご記入ください。

なお、記入例を応募様式の巻末に掲載しておりますのでご参照下さい。